

平成 29 年度第 4 回建築審査会議事録

- ・と き 平成 30 年 2 月 16 日（金）
午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
- ・と ころ 門真市役所 本館 2 階 大会議室

会議の次第

1. 開会
2. 議案
 - ・議案第 5 号（門真市建築審査会平成 29 年第 2 号審査請求事件にかかると公開口頭審査）
 - ・議案第 6 号（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可）
3. 閉会

出席者

（委員）

会 長 下村 泰彦
委 員 浅田 行則
委 員 加瀬 哲男
委 員 榊 愛
委 員 棚橋 豪
委 員 森本 芳樹

（事務局）

まちづくり部長 木村 佳英
まちづくり部次長 良 義浩
建築指導課長 高岡 華織
建築指導課課長補佐 長谷川 篤
建築指導課課長補佐 宮崎 一
建築指導課主任 岡澤 一登
建築指導課主任 尾野 史和

事務局

定刻となりましたので、これより、平成 29 年度第 4 回門真市建築審査会を開催させていただきます。本日は、皆さまお忙しいところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

～ 資料確認 ～

以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。

それでは、本日の議事でございますが、議案第5号としまして、平成30年1月12日に提出されました審査請求、事件名、『門真市建築審査会平成29年第2号審査請求事件に関する公開口頭審査』について、議案第6号としまして『法第43条ただし書き許可』でございます。

それでは、以降の議事進行につきまして、下村会長よろしくお願いいたします。

会長

それでは、只今から議事を進めたいと思います。

まず始めに、本審査会の成立状況でございますが、委員7名中、6名の委員がご出席で、半数以上のご出席を頂いておりますので、有効に成立しております。

次に、本日の会議録の署名人につきましては、榊委員と、棚橋委員にお願い致します。

次に、本日の建築審査会の公開又は非公開の決定についてでございますが、議案第5号『門真市建築審査会平成29年第2号審査請求事件に関する公開口頭審査』につきましては、建築基準法第94条第3項の規定により公開により行われるものであり、また、議案第6号『法第43条ただし書き許可』につきましては議案審議となりますので、『審議会等の審議の公開に関する指針』により公開といたします。

それでは、審議に先立ちまして、事務局から傍聴人の有無について、報告をお願いします。

事務局

本日は傍聴の申込がありませんでした。

会長

それでは、議案第5号『門真市建築審査会平成29年第2号審査請求事件に関する公開口頭審査』を行いたいと思います。

それでは、審査請求人並びに処分庁を入室させてください。

～請求人並びに処分庁入室～

会長

まず、出席者の確認をさせていただきます。事務局よろしく申し上げます。

事務局

事務局より出席者の確認をさせていただきます。審査請求人側の出席者と致しまして、請求人A1さん、同じく請求人A2さん、代理人弁護士A3さんで誤りはないでしょうか。

請求人

はい。

事務局

続きまして、処分庁 株式会社近確機構の出席者と致しまして、代表取締役B1さん、確認検査員B2さん、同じく確認検査員B3さん、弁護士B4さんで誤りはないでしょうか。

処分庁

はい。

事務局

出席者の確認は以上でございます。会長よろしくお願い致します。

会長

次に事務局より注意事項を申し上げます。事務局お願いします。

事務局

事務局より注意事項を申し上げます。

この口頭審査は、建築基準法第94条第3項に基づいて、公開により行われるものであり、公開用の議事録の作成のため録音することとしておりますので、あらかじめお断りしておきます。

また、会場の秩序を維持するために必要と認められる場合には、その秩序を乱された方に対し退場その他の措置が命じられる場合がありますので、ご

注意いただきたいと思います。

また、携帯電話等につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。それでは、会長よろしくお願い致します。

会長

それでは、只今より、株式会社近確機構が平成30年1月12日付け、第H29確更建築近確0000200号をもって、建築主 合同会社Xに対してなした建築基準法第6条の2に規定する建築確認処分に対する取消を求める審査請求について、口頭審査を始めます。

口頭審査に当たっての注意事項を申し上げます。

審査請求人側、処分庁側においては、ご意見、ご見解は審査会委員に向かって述べていただくのが原則です。お互い論争する場ではありませんので、ご注意ください。

ただし、審査請求人側は、行政不服審査法第31条第5項の規定により、処分庁に対して質問を発することができますが、その場合におきましても審査会の許可を得て発することができるものと規定されておりますので、勝手なご質問は控えてください。

それでは、本題の審査に入ります。まず、本日までに提出されております書類について、確認をさせていただきます。

まず、審査請求人から提出されております主張関係ですが、平成30年1月12日付けの審査請求書、同年1月26日付け反論書、証拠書類として、甲第1～16号証まででよろしいですか。

請求人

はい。

会長

次に、処分庁からの主張関係ですが、平成30年1月22日付け弁明書、2月6日付け再弁明書、証拠書類として乙第1号から乙第5号証まで以上でよろしいですか。

処分庁

はい

会長

本日までに提出されております書面につきましては、事前に確認させていただいております。それでは、審査請求人から、口頭の意見陳述をお願いします。また、補足説明がありましたらお願いします。なお、発言される方は名前を名乗ってから発言願います。

請求人

基本的には、審査請求書、反論書に記載させて頂いたとおりですが、本件はご承知のとおり従前の建築確認が10月におりており、その後変更されたという経緯の中、この従前の建築確認についても同様の審査請求をさせていただいております。

その中でも敷地面積について問題があるのではないかという指摘は、させていただいた中で、今回も同様に敷地部分、とりわけ周辺土地との境界を確定せずに建築確認をおろしたというところについては、違法または少なくとも不当な部分があるのではないかというのが、今回の主張でございます。

以上です。

会長

はい、それでは、処分庁より意見陳述をお願いします。また、補足説明がありましたらお願いします。発言される方は名前を名乗ってから発言願います。

処分庁

意見といたしましては、弁明書に記載してありますとおりでございます。

会長

それでは、審査会の方から質問させていただきます。委員のみなさまどなたか質問がございますでしょうか。

委員

審査請求人に対してですが、審査請求書3頁上から5行目「周辺の土地の一部が取り込んだためである。」という記載があり、本件の建築確認対象地の周辺の土地の一部が含まれているという主張がされているかと思いますが、審査請求人所有の土地の一部も含まれているという主張か、あるいは審査請求人所有地以外の隣接地が含まれている主張かいずれでしょうか。

請求人

両方でございます。

委員

審査請求人所有地も含まれているということであれば、甲第14号証の写真を見ていただきたいのですが、審査請求人所有地が含まれているということは、写真の真ん中より少し左にある塀よりも、対象建築物のある部分に入って審査請求人の土地があるということですか。

請求人

そういうことでございます。

この塀に関しましては、少なくとも確実と思われる部分について塀を建てているという理解でございます。

委員

建てているというのは、審査請求人が塀を建てているということですか。

請求人

はい。

委員

結構です。

会長

他にありませんでしょうか。

委員

ちょうど同じ場所の質問ですが、質問しようと思っていたところなので、ちょっと関連する質問ですが、土地登記の部分がわからないので、素朴な素人的な質問になるのかと思いますが、「1. 25倍もの面積になっている」という所が、今、質問があった場所に書かれている訳ですが、審査請求書3頁の6行目7行目ですね、この登記の根拠となっている数値ですね、登記が古ければ測量技術も未熟であり、実際の土地の実測面積と登記の公簿面積が異なるのは、一般的によくある話だと伺ってます。となると審査請求書3頁7行目の「誤差では説明できるものではない」と書いている訳ではありますが、これは先程の根拠となっている登記の数値が現在の測量技術において、考えているのか、またこのような事実において土地家屋調査士などの専門家の意見を前提とした主張なのかどうかを伺いさせて頂きたい。

請求人

今のご主張の主旨は、要するにこちらとしても土地の公簿面積と実測面積がずれることがありうるというのは当然、認識しております。現在、周辺土地については、公図しかないというのも事実であります。

その中で、いかに境界を確定していくのかという問題となりますと、土地家屋調査士さんにやってもらうような作業ですけれども、過去の絵図であるとか、それから周辺の土地所有者の言い分等々でいろんな作業を得た上で、確定していくというのが実際の作業でございます。

その中で、本来敷地面積はここであるという主張する側が本来作業すべきであり、今回、一定ここまでだとおっしゃって建物を建てておられるのは、建築主 合同会社Xさんであり、それに対して処分がなされているわけで、立証責任の観点からいいますと、そこは処分庁サイドが立証すべき部分ではないかと言う風に、こちら側は理解しております。

会長

はいありがとうございました。他には。

会長代理

審査請求では一貫して、敷地面積 177.19 に対して根拠がないという主張をされておりますけれども、公簿面積で、建ぺい率、容積率を算定すべきであると主張されておりますが、建築基準法施行規則第1条の3で、確認申請書類の添付すべき書類について定められておまして、その1条の3の表2の中にもありますよう、建ぺい率、容積率を算定する場合には、敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式を明示するよう求めることになっている訳ですね。

ゆえに建築確認では、敷地面積の求積図をつけずに申請するということが、許容されていないと思います。

ゆえに公簿面積のみを前提として、建築基準法の適法性を処分庁が判断することはないのではないかと思いますのですが、いかがですか。

請求人

その点については、処分が適法であると立証するのは、本来処分庁なのでね。仕組み上は。

ですので、求積図がでるのであれば、それはそれで、こちらとしては採用、検討の余地はあろうかと思いますが、現在、立証されてないわけですから、そ

の分の求積図があるのであれば、それは処分庁側から出すべきだと理解しておりますし、少なくともこちらサイドの認識では、周囲の土地の方々が、境界について合意をしたというような事実も聞き及んでおりませんので、その求積自体が非常に不確かなものであると認識しております。

会長代理

確認申請書の中には、三斜法で算定された実測面積、境界を確定したということではないかと思えますけれども申請上の実測面積が添付されていると思えますが、それについては、いかがでしょう。

請求人

それ自体もあるのであれば出して頂くという話だと思えますし、出ていない上、あるという前提の審議は出来ないと理解しております。

会長

他に。

委員

確認になりますけれども、審査請求書の3頁のイ「本件処分は、形式面においても違法であること」と書かれておられますが、形式面というのは、今、話があったように、登記簿などによる公簿面積を基に審査が行われていないということですか。

請求人

そうではなくて、敷地を客観的にここであるということを示す資料がないということを示す趣旨であります。

付け加えると、唯一手がかりとしてありうるのが、公簿面積であってそれ以外の客観的資料がないというのがこちら側の主張であります。

会長

他、ご質問等いかがでありますでしょうか。

会長代理

審査請求書の5頁の部分なのですが、上から4行目「審査請求人らが入手したパス（甲第16号証）によると『上部屋根』と記載された部分には、少なくとも『柱』が存在している。

そうであるとするならば、『上部屋根』と記載された部分の敷地は、本件建物の敷地とすることはできないというべきである。」と書かれておりますが、この主張によれば、例えばですね、戸建住宅の敷地にガレージを建てるというケースがあれば、この主張と同様にガレージの部分と住宅の部分を別の敷地として区分して申請しなければならないという考え方、すなわち審査請求人は、確認申請において、一の敷地には、一の建築物しか建築出来ないという主張をされているのでしょうか。

さらに、建築基準法施行令第1条第1号の敷地の定義で、「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」が敷地と定義されているので、複数の建築物を一の敷地の中に、申請することは可能ということになるのですが、処分庁の弁明でも上部屋根の部分は、本件建物の玄関ということで、玄関は本件建物に付属した建物で用途上密接不可分ということで個別の敷地の設定することが必要ないという弁明をされております。

弁明書、再弁明書におきましても、上部屋根部分は、用途上密接不可分な関係にある二以上の建築物であって個別の敷地を設定する必要はない、かつ、建築面積に含まれていると弁明されていることについて、どのように考えておられるのでしょうか。

請求人

密接不可分であるということであれば、敷地の中に含めても構わないそれ自体には異論がございません。

申請上、密接不可分かどうか自体どこにも、こちらのサイドとして理解できる明らかな資料がないうえ、且つ、今回、この面積が入っているかどうかすらも概要書だけではわからないので、そういう段階の主張であって、そこはきちんと立証されるのであればその事実についてはしかるべきご判断いただきたいと思っております。

委員

処分庁に確認したいと思えます。再弁明書で「上部屋根部分も含まれた面積が建築面積に含まれている」と記載されていると思えますが、先ほどもおっしゃったとおり建築計画概要書だけではわからないので玄関部分が建築面積に含まれているという判断ができなかったということだと思えますけれども、本件確認申請においては、本体建物に属する建築物として必要な審査を行ったということによろしいでしょうか。

処分庁

はい、そうでございます。

概要書の方にも棟数として2棟という形であげておりまして、建築面積の中には、その部分が入っております。

会長代理

同様の質問なのですが、概要書の配置図でございますが、配置図をみさせていただきますと、上部屋根部分が、破線で記載されております。通常、申請建築物であれば、概要書の本体の様に実線で記載するのが一般的だと思うのですが、なぜこの斜線の表現で確認をおろされたのかいうのをお聞きしたい。

通常、考えられるのは破線で書かれているのは、例えば将来計画があるとかそういう場合には、こういう表現がされることがあるかと思うのですが、いかがですか。

処分庁

特に意味はないのですが、建物の確認申請書の中には、立面等にももちろん書いておりまして、建物として、屋根の不燃とかもチェックしております。

会長代理

上部屋根部分についても申請に入っているのですか。

処分庁

出てます。

会長代理

必要書類は、全て添付されているのですね。

処分庁

そういうことです。

会長代理

もう1点、処分庁にお伺いしたいと思います。

甲第15号証の概要書 第2面の地名地番でございますが、門真市月出町〇番、甲第4号証、同じく概要書 第2面の地名地番は、〇番の〇、〇番の〇と表示されております。

甲第4号証につきましては、当初確認の建築計画概要書となっております。

15号証については、変更後の概要書の地番が1つの地番になっておると思いますが、この減っている点は如何ですか。変更の確認の時に地番の変更があるというふうにはなされておったということかどうかを確認しておきたいのですが。

処分庁

それは、相手の方からの申請で、確認させていただいております。

会長代理

それは どのような確認をされましたでしょうか。

処分庁

基本的には申請者の出してくる申請書に対しての確認でございますので。

会長代理

その時に軽微な変更の概要の中に地番の変更も記載されておりましたでしょうか。

ですから、甲第15号証の第2面のナンバー18 その他必要な事項というところに、敷地境界線位置変更による変更という表現があろうかと思うのですが、ここに地番の変更というのは、書かれてないように思うのですが、どうお考えですか。

処分庁

地番につきましては、相手が出してくる地番、敷地が、属という申請主義という形になってますので、うちの方で地番とか境界を確定する訳ではございませんので、相手がここですという形のなかでの確認申請をやっております。

今回敷地面積が減りましたということなので計画変更ということで、その内容を計画変更の内容に書かせて審査しておりますけれども。

会長代理

当初確認で、○番の○、○番の○は、これは全筆で申請されておること。甲第15号証につきましては、当初確認で2番の全筆で申請された敷地の境界線を変えられたということですね。

処分庁

そうですね。

会長代理

甲第15号証では、敷地の境界が変わっているのであれば、通常は、○番の一部という表現になるのが適切ではないかと考えておりますが。その辺はどう考えておりますか。

処分庁

基本的には確認申請の中で、公図なり地番図、地積測量図を求めているわけではありませんので、そこまでは、処分庁のほうでは確認はしきれなかったです。相手がこれですと、いくなかでの審査でございます。

会長

他 質問等いかがでございますでしょうか？

その他質問はございませんでしょうか？

それでは、最後に何か補足という方はいらっしゃいますか。ご発言される方はいらっしゃいますでしょうか

請求人

先程来、処分庁の方が、確認をしましたとか、申請の際に考慮しました等々の主張がございしますが、何ら立証されておりません。少なくとも確認をしたとおっしゃるのであれば、その確認をした対象の書類等を提出しなければ立証されたとはならないと考えております。

その点を踏まえてご審議の方をお願いいたします。

以上です。

会長

他、いかがでしょうか。

委員

請求人からのご主張を踏まえて審査にあたって、提出されている書類等を補足で証拠として提出される予定はありますか。

処分庁

書類の提出を法的に求められれば、私ども拒むことは、出来ませんので基準法の手続きに則ってということになるかと思えます。

委員

審査会の方で、必要がある書類があると判断いたしましたら、こちらの方から要請いたします。

会長

他、よろしいですか。

特にないようですので、以上をもちまして、公開による口頭審査を終了する事と致します。

これをもちまして、本件審査請求に関する審理手続きは、これで終結することと致します。本日の口頭審査を踏まえ後日裁決させていただきたいと思えます。出来れば2月中を目途に結論がでるようにしたいと思います。

では以上で、審査請求人側、処分庁側の皆様には退席していただいて結構です。

ご出席いただきました皆さまどうもありがとうございました。

審査請求人側並びに処分庁側退席

会長

次の議案第6号に入る前に準備があるとのことですので、この後の予定について事務局よりお願いします。

事務局

ここで、11時まで休憩とさせていただきます。

～ 休憩 ～

会長

それでは再開致します。

議案第6号、「建築基準法第43条第1項ただし書き許可」についてでございます。

～ 事務局より資料の確認 ～

それでは、特定行政庁より説明をお願いします。

～ 特定行政庁説明 ～

会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

会長代理

建ぺい率59.98% 敷地面積63.58㎡で、あと微妙なところですが、大丈夫ですか？

算定の仕方とか。そういうところは間違いないのですか。

特定行政庁

間違いありません。

会長代理

0.02%しか余裕がありませんが

特定行政庁

今回の申請は、狭小宅地において共同住宅の設計で計画されておりまして、協議において共同住宅ではなく、一戸建ての住宅にならないのか等の協議をしましたが、事業主さんは共同住宅で計画したいとのことでありました。その中でも駐輪場等は敷地内で確保してくださいということ等の指導を行った結果の計画であり、建蔽率がぎりぎりであっても仕方がないというところがあるのですが。

会長

私から質問です。

ここ(通り抜けた通路に通じるまでの通路部分)を袋路とみなさない根拠は、この2方向の避難のこの距離に関係するのですか。

特定行政庁

そうですね。

この袋路状の定義につきまして、以前、建築審査会に諮り了承を得ていますが、まず35mの根拠ですけど、建物がフラッシュオーバーといいまして、延焼が広がる時間はおよそ5分ぐらいと一般的に言われています。また、火災を認知して通報し、通報から消防が現地に着くまでの時間というのは、門真市内につきましては、基本的には、2分から3分以内で現地には必ず到着するというのを消防に確認しております。

例えばここ(申請地から通り抜けた通路までの間の建築物)で火災が発生し

た場合、通り抜けた通路まで避難するにあたって火災発生から5分以内であれば、申請地の方が消防車両の到着から避難開始しても、この建物がフラッシュオーバーしていない状態ですので、避難時間残り1分程度でも延焼が広がらない道で35m以内であれば避難可能という考え方であります。理論上の整理ではありますが、35mであれば、袋路状の影響は少ないという判断させていただきまして、了承を得ました。

会長

この2方向の避難のところまでの距離が35mという判断で、2方向に避難できるということですか。

特定行政庁

そうです。

許可基準において袋路状である場合は、拡幅合意を求める許可条件となっておりますが、本案件においては許可基準に関する袋路状とは扱わないということとなります。

会長

すぐに2方向に避難できないという判断では無くて、ぶらさがりの道までの部分までの距離が、関係するということですね。

特定行政庁

もし、接道までの距離が35m以上である場合、袋路状ということになるので、その場合においては、拡幅合意を求めるということになります。

ただし、拡幅合意を取られた場合には、許可するということとなりますので、袋路状であるので許可できないというものではありません。

会長

わかりました。

それで結構なのですが、ここに書いて置かなくてよいのですか。

ご説明は頂いておるのですが、書類の最後の調査意見のところには、②の安全上で、道路に至る経路の幅員は3.51からと書いてありまた、西側にも幅員この話ですよここが袋路状じゃないですよとか、35m未満でありとかの表現を記入した方がよいのではないですか。書いて置く必要はないですか。

特定行政庁

まず議案書の最初の表の頁のところ、通路の概要のところ、袋路状の定義イ（１）②に該当するということを記載しております。資料についてなのですが、委員の手元に置かしていただいている A4 ファイルの中の付箋で袋路状の資料を添付しております。

内容ですが、基準のアというのが、通路の両端が道路まで 2.7m 通り抜けているもので通常の袋路状ではないものです。

イに該当するのが、2.7m と通り抜け出来ない状態でも避難、安全を検証した結果、これは袋路状と取り扱わないとみなせるものを一覧にしたものです。

これは、以前審査会で、了承を得ているものですが、35m 以内であったり、2.7m ないが 0.9m 以上の必要な幅員があるものであったり、将来的に、空地として担保されている公園に通じるものであったり、避難する上で、問題ないと定義したものです。その基準のどれに該当するかを表面に記載させていただいております。

あと、調査意見に反映するかどうかですけど。

会長

議案書の表頁の下に書いてある

道路の種別が書いてありますが、下から 3 段目、袋路状の通路に該当し、これを検索すれば、条件を満たしているという理解なので、調査意見のところで触れなくても問題ないという判断ですか。

特定行政庁

そうです。

会長

今までも、距離とか書いてないので、結構だと思うんですけど。

今回、意見書のところで、袋路状の話も入れておく必要があるのではないかという意見でした。

特段、前の頁に記載されているので、十分ですが、表記の問題だけですので、それで結構だとは思いますが。

説明頂いたのは、実は、現委員のメンバーではなく前委員のメンバーの時に話をしているのですね。

(特定行政庁　　そうです)

今の委員になってからの話はされてないです。

(特定行政庁　　そうです)

折をみて少し、これも含めて、どうして3.5mなのかとか、適時で良いので、理由を述べて、説明の時に補足して頂くと、理解しやすいかなと思います。

特定行政庁

そうですね

そういったものに該当する場合には、その都度説明もふまえていきたいと思っております。

また、手元の資料と照らしあわせながら、おこなっていきたいと考えております。

会長

よろしく願いいたします。

会長

他に何か

皆様の方から御意見いかがでしょうか。

委員

前回と同じ質問ですけど、

この絵は、駐輪場を作るのが義務でない場所ですか。

特定行政庁

そうです。

今回、駐輪スペースという形でとっております。

敷地300㎡を超える場合は、前回もお話ししたとおり、1戸あたり1台、今回では3台となります。

逆に言えば、設けないという形もできますが、今回の場合、出来るだけ設置してくださいと言う中で、対応して頂いたという形です。

会長

他にいかがでしょうか。

会長

これは許可申請とは関係ないとは思いますが、

北側については、隣地の建物の壁と揃ってくるのですか。

中心線決めて、2 mセットバックされた側の敷地なのですね。

特定行政庁

そうです。

会長

中心線から2 mセットバックして、L型側溝までが2 mあるというわけですね。

特定行政庁

今回は、宅内にL型側溝となります。

隣地が後退整備済でありますので、同じようになります。

会長

わかりました。

ラインが揃うのか、単純な話ですけど。

特定行政庁

南については、まだ未定です。

会長

ベランダかバルコニーが出てくるのですよね。

特定行政庁

そうですね

会長

境界まで、出てくるのですね。

特定行政庁

そうですね。

会長

いかがでしょうか

木造3階建ての共同住宅で、新築です。

交通上、安全上等々について、交通上は共同住宅ではありますが、それほど

頻繁な出入りがなく、交通上支障がない。

安全上は、先程、避難通路の話はしましたけど、消火栓の位置も2つあり、特段問題がない。

防火上につきましては、建築基準法上の防火避難関係規定による1時間準耐火建築物の基準を満足している

衛生上につきましては、日照、通風、換気及び排水に関する建築基準法の規定にあっているもので、支障ないということですね。

これを認めていただけるということで、よろしいでしょうか。

許可条件としては、①②2つありまして後退した部分は、通行上及び排水上支障がないように、適切に維持管理すること。

許可に係る建築物、その敷地が接する通路、これを道路とみなすこういう条件で、認めるということになると思いますが、

特段、御意見なければ、審査会としては、認めるという方向でさせていただきたいと考えてますがよろしいですか。

ありがとうございます。

御意見が特にございませんので、諮らさせて頂きたいと思います。

議案第6号について同意することよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

異議なしということで、議案第6号につきましては、同意することといたします。

ありがとうございます。

それでは、議案第6について採決がきまりましたので、これで本日予定しております案件2つはすべて終了いたしました。

特に何かございませんでしょうか？・・

それでは、これをもちまして、平成29年度第4回建築審査会を閉会いたします。

会長_____

委員_____

委員_____